

## 福祉サービス第三者評価調査者養成研修 資格要件

## 「福祉サービス第三者評価機関認証実施要領」

(必要な資格や経験)

第 11 条 要綱第 2 条第 8 号に規定する「必要な資格や経験」を有した者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 福祉・医療・保健業務の有資格者で当該業務を 3 年以上経験している者
- (2) 組織運営管理等業務を 3 年以上経験している者
- (3) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を 3 年以上経験している者
- (4) その他、上記と同等の能力を有していると委員会が認める者

## ＜具体的例示＞

(1) 福祉・医療・保健分野	有資格者で当該業務を 3 年以上経験している者	<p>○福祉(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士)、医療(医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士)、保健(保健師、栄養士(管理栄養士を含む))の資格を持ち、当該業務を 3 年以上経験している者</p> <p>○上記以外の資格等で、これと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を 3 年以上経験している者</p>
(2) 組織運営管理業務	3 年以上経験している者	○常勤職員が 15 人以上の組織を管理・統括する業務を 3 年以上経験している者(退職者を含む)
(3) 学識経験者	学識経験者で当該業務を 3 年以上経験している者	○大学・短大・専門学校の常勤職員、非常勤講師、大学助手として週 1 回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健・経営分野の教育と研究に専念(3 年以上)している者
		○社会福祉事業の経営を行う上で、必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者(公認会計士、税理士、弁護士等)
(4) その他、上記と同等の能力を有している者	同等の能力を有していると認められる者	<p>○福祉分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等(3 年以上)で、現場経験(相談業務を含む)はないが、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者</p> <p>○民間企業や非営利団体の常勤職員等(3 年以上)で、福祉の現場経験(相談業務を含む)はないが、サービス現場を熟知している者</p> <p>○組織運営管理に関し、専門的な知識を有し、経営相談、経営指導等を 3 年以上経験している者</p> <p>○兵庫県介護保険サービス第三者評価養成研修及び兵庫県地域密着型サービス第三者評価養成研修修了者であって、現に評価調査者として従事している者</p>